

令和6年度 大田市家屋評価システム更新業務  
公募型プロポーザルの実施について

プロポーザル方式による委託業者の選定をおこなうので、次のとおり公告する。

令和6年8月9日

大田市長 植野 弘和

**1. 募集に関する内容**

- (1) 業務名 大田市家屋評価システム更新業務
- (2) 業務概要  
(詳細は、別紙「要求仕様書」のとおり)
- (3) 業務期間  
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで（予定）
- (4) 審査方法 本事業の実施者の選定は、「公募型プロポーザル方式」で行い、「大田市家屋評価システム更新業務プロポーザル選定委員会」において、企画提案書を審査し、最適提案者及び次点者を選定するものとする。

**2. 参加資格**

- (1) 「令和4・5・6年大田市入札参加資格者名簿」の物品・製造・役務等の提供の登録をしている者であること。ただし、前記の登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、大田市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められるものにあっては、前記の登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。
  - ア. 法人登記事項明細書（履歴事項全部証明書）
  - イ. 社会保険料について滞納がないことが確認できるもの（他市等へ提出した証明の写しでも可）
  - ウ. 消費税及び地方消費税について滞納がないことが確認できるもの
  - エ. 暴力団等排除に関する誓約書

※なお、上記ただし書きの特例は、大田市家屋評価システム更新業務の参加資格についてのみ適応されるものであって、当該書類の提出をもって「令和4・5・6年大田市入札参加資格者名簿」に登録されるものではない。
- (2) 法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について、大田市における市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のすべてにおいて滞納がないこと。
- (3) 大田市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく大田市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (5) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 公告日現在において、島根県内の地方公共団体への提案システムの導入・稼働実績が 1 団体以上あること。

### 3. スケジュール

令和 6 年 8 月 26 日 (月) 正午	参加表明書提出期限
令和 6 年 9 月 10 日 (火) 正午	企画提案書提出期限
令和 6 年 9 月 18 日 (水)	第 1 次審査 (プレゼンテーション、デモンストレーション)
令和 6 年 9 月 30 日 (月)	第 2 次審査 (企画提案書等審査) (予定)
令和 6 年 10 月 7 日 (月)	受託者選定・通知 (予定)

### 4. 手続等

- (1) 参加表明書、企画提案書の提出先

〒694-0064 大田市大田町大田口 1111 番地  
大田市役所総務部税務課  
電話番号 0854-82-1600 (代表)  
0854-83-8024 (直通)  
F A X 0854-82-8944  
メールアドレス o-zeimu@city.oda.lg.jp

- (2) 事務取扱日時

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (3) プロポーザル実施要領他関係資料の交付期間及び入手方法

入手方法 大田市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.oda.lg.jp/>

### 5. その他

詳細は「大田市家屋評価システム更新業務プロポーザル実施要領」のとおり。